

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市東一丁目一〇六〇番一地先まで	桶川市寿二丁目一三八四番地先から	区 間
一六・〇〇〇三〇・二六	一一・一四〇二二・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一七四・〇五		延長 (メートル)
	街路整備事業による。	備 考